

高野山大学及び大阪千代田短期大学の連携事業計画

平成 29（2017）年 1 月 25 日に締結した「高野山大学と大阪千代田短期大学の連携に関する協定書」に基づき、令和 3（2021）年度より、大阪千代田短期大学のキャンパスに高野山大学文学部教育学科を併設した。キャンパス共用にあたり、両大学では定期的な情報共有や意見交換に努めるとともに、授業科目の相互履修や学生自治会の交流等を実施している。

今後は、これまでに培ってきた両大学の関係性を一層強化し、教育研究活動や管理運営面で効果的な事業を全学的かつ計画的に進める。ついては、具体的な連携事業計画を策定し、令和 5（2023）年度から当面は 3 ヶ年の計画として開始する。

1. 事業計画名称

「高野山大学及び大阪千代田短期大学の連携事業計画」

2. 事業目的

- 1) 教育研究活動の充実を図ること。
- 2) 管理運営の効率化や機能強化を図ること。
- 3) 連携協定に基づく、両大学の連携・協力を一層強化すること。

3. 事業期間

令和 5（2023）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日

※事業期間の最終年度に継続の有無や次期事業計画の策定等を協議する。

4. 事業概要

事業項目	主な内容
1) 人事交流及び人的資源の共有	地域連携コーディネーターの配置
2) 事務機能の共同運営	図書館事務の共同運営
3) 教職員研修の共同開催	毎年度の FD や SD を共同開催
4) 施設設備の共用	施設設備の共用範囲の拡大
5) 物品等の共同調達	授業用備品等の共同調達

5. 事業内容及び事業の目標

1) 人事交流及び人的資源の共有

ア) 事業内容

高野山大学では「地域支援センター」、大阪千代田短期大学では「地域教育・福祉総合センター」をそれぞれに設置し、地域社会との連携活動に取り組んでいる。連携活動の内容によっては、両大学が協働参画する場合もあり、事務作業や外部団体との調整を効率的に進めるために、両大学で共通の地域連携コーディネーターを配置する。

具体的には、高野山大学の地域連携センターに配置する事務職員を大阪千代田短期大学の地域連携コーディネーターとしても発令する。これにより、地域社会との窓口の一元化、地域のニーズや行事等の情報共有、事務作業の削減、両大学が協働参画する取組みの拡大等が期待できる。

イ) 事業目標

- a. 令和 5（2023）年度から両大学で共通の地域連携コーディネーター1名を配置すること。

2) 事務組織等の共同運営

ア) 事業内容

現在、河内長野キャンパスの図書館では、両大学で図書館事務の担当職員を配置しているが、高野山大学の担当職員は図書館業務の専従ではなく、図書館を不在とする機会が多い。その間は、大阪千代田短期大学の図書館職員が利用者対応にあっているが、令和 5（2023）年度以降、貸出返却等のカウンター業務を中心とした図書館事務を大阪千代田短期大学の学術情報課（図書館事務の所管課）に集約する。ただし、図書や逐次刊行物等の書誌登録については、資産管理と連動しているため、各大学にて実施する。なお、レファレンス対応については、双方の担当職員が協力してあたる。これにより、高野山大学では、業務削減による事務の効率化が期待できる。

イ) 事業目標

- a. 河内長野キャンパス図書館における高野山大学職員のカウンター業務等に係る勤務時間を 0 時間とすること。

3) 教職員研修の共同実施

ア) 事業内容

令和 4（2022）年度に、高野山大学教育学科と大阪千代田短期大学の合同 FD を開催した。また、SD 研修会については、各大学での単独開催であったが、一部の研修会では希望がある場合、他大学の事務職員も参加可能とした。

今後、高野山大学では密教学科も含めて、大阪千代田短期大学との合同 FD もしくは合同 SD を開催する。なお、高野山大学密教学科は、別校地に設置されているため、オンラインによる開催も検討する。

イ) 事業目標

- a. 毎年度に 1 回以上の合同 FD 研修会もしくは合同 SD 研修会を開催する。

4) 施設設備の共用

ア) 事業内容

令和 3（2021）年度より、高野山大学教育学科と大阪千代田短期大学では、河内長野キャンパスを共用しており、施設設備の大半を共用している。本事業を継続す

るとともに、今後は高野山大学密教学科のキャンパスの一部を大阪千代田短期大学と共用する可能性について、検討していく。

イ) 事業目標

- a. 高野山大学密教学科のキャンパスの一部を大阪千代田短期大学と共用する可能性について検討し、令和6（2024）年度内に方向性を両大学で確認すること。

5) 物品等の共同調達

ア) 事業内容

高野山大学教育学科と大阪千代田短期大学幼児教育科は、いずれも「教育学・保育学関係」と同分野であり、授業では両学科で同じ物品等を使用する場合もある。については、授業用物品を中心として、両大学で共通使用するものは、いずれかの大学で購入し、その金額を後日精算する。ただし、精算に係る事務作業の煩雑化を回避するために、消耗品や安価なものは精算対象外とする。

イ) 事業目標

- a. 共通使用する物品について、計10万円以上の物品等を共同調達する。

6. その他

- 1) 令和5（2023）年5月の両法人の理事会にて、本事業計画の承認を目指す。
- 2) 事業計画の進捗状況については、連携推進委員会での確認を経て、毎年度末に開催される両法人の理事会に報告する。
- 3) 令和5（2023）年度私立大学等経常費補助金において、本事業計画に該当する補助金の交付が実施される場合、両大学で確認の上、申請することを目指す。補助金額としては、令和4（2022）年12月時点で確定していないが、「1グループあたり、1,000万円が文部科学省と私学事業団で調整中」と補助金関係資料に記載されている。

以上